

山梨県立武田の杜保健休養林指定管理者山梨県造園建設業協同組合
と学校法人帝京科学大学との野生鳥獣保護、野生鳥獣の知識の普及
に関する活動及び研究活動に関する協定書

山梨県立武田の杜保健休養林指定管理者山梨県造園建設業協同組合（以下「甲」という。）と学校法人帝京科学大学（以下「乙」という。）は、相互に連携し、山梨県鳥獣センターにおける野生鳥獣の保護活動、野生鳥獣の知識の普及に関する活動及び研究活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携を通じて、双方がお互いの資源を生かした事業を共同で取り組むことにより、自然と人の調和と共生に貢献できる人材を育成することを通じ、将来世代にも継承することができる持続可能な地域社会を構築することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 鳥獣センターにおける野生鳥獣の保護に関する活動に関すること。
- (2) 鳥獣センターにおける野生鳥獣の知識の普及に関する活動に関すること。
- (3) 野生鳥獣の調査・研究活動に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（具体的な取り組みの内容及び実施方法）

第3条 前条各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的事業の内容及び実施方法等は、当該事業毎に甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業において、相手より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを認識する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。
ただし、本協定書の有効期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自1通を保有する。

令和 元年 7月 30日

甲 山梨県造園建設業協同組合
理事長 帯金 岩夫



乙 学校法人帝京科学大学
理事長 冲永 莊八

